**平成２９年（フ）第６１９号**
宮城県塩竈市香津町５番７号　サトウアパート10号
債務者　石田　草平
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第８１１号**
仙台市青葉区高野原４丁目１番地の15
債務者　平野さつき
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第８２１号**
仙台市宮城野区田子１丁目25番７―402号
債務者　高萩江美子（旧姓富沢）
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第９８号**
福島県いわき市植田町中央２丁目10番地の10山際アパート１号室
債務者　大平九榮一
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２９年（フ）第１２６号**
茨城県北茨城市磯原町大塚2291番地12、前住所千葉県千葉市若葉区桜木５丁目６番４号レオパレスプリマベーラ106号
債務者　松井　美貴（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２９年（フ）第１３２号**
茨城県北茨城市中郷町小野矢指89番地の２
債務者　米倉めぐみ
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２９年（フ）第１９６号**
茨城県坂東市中里960番地29
債務者　池ノ上久利
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２９年（フ）第２１９号**
茨城県下妻市下妻乙1070番地４　旭下貸家１号棟、前住所茨城県下妻市前河原598番地10
債務者　鹿戸ウイリアムこと　シカト　ウイリアム　フィゲェロア
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２９年（フ）第２２４号**
茨城県古河市仁連887番地
債務者　鈴木貴実代
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２９年（フ）第１４８号**
富山市向新庄町５丁目６番33号　ナチュラルヴィレッジＢ棟３号
債務者　田中　瑞穂
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第９０号**
長野県上田市下塩尻816番地２　宮下アパート１号
債務者　柳澤　友美
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２９年（フ）第９１号**
長野県佐久市岩村田774番地２
債務者　阿部美江子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２９年（フ）第９２号**
長野県佐久市岩村田774番地２
債務者　阿部　直一
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２９年（フ）第３２８号**
岐阜市清本町８丁目71番地（ベルカーサ303号室）
債務者　髙橋　惠子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
岐阜地方裁判所

**平成２９年（フ）第３２９号**
岐阜市清本町８丁目71番地（ベルカーサ303号室）
債務者　髙橋　昌希
1　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
岐阜地方裁判所

**平成２９年（フ）第１６８２号**
愛知県大府市桜木町３丁目３番地　キングスコート加木屋東902号
債務者　加藤二三夫
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１６８３号**
名古屋市南区道徳通２丁目44番地　アークⅡ105号、従前の住所名古屋市港区油屋町２丁目60番地　宝マンション当知南201号
債務者　毛戸　鳳城
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部